

## 青森県における生活保護と最低賃金の比較について

令和5年7月  
青森労働局

## ○令和3年度

## 1 生活保護

生活扶助基準 77,133 円

住宅扶助実績値 19,374 円

**合計 96,507 円**

## 2 最低賃金

116,577 円

## 3 生活保護と最低賃金の比較

## (1) 月額

△20,070 円

## (2) 時間額換算

△142 円

## ○令和4年度

## 青森県最低賃金改正後の比較

△173 円

生活保護と最低賃金の比較の計算方法について  
(生活保護及び最低賃金は令和3年度のデータを使用)

I 前提

○若年単身 → 生活保護基準では18~19歳・単身世帯

○青森県の場合

|           |   |         |            |         |          |
|-----------|---|---------|------------|---------|----------|
| ・ 冬季加算地区  | → | I 区     |            |         |          |
| ・ 県内級地別人口 | → | 1級地-1 : | 0人         | 1級地-2 : | 0人       |
|           |   | 2級地-1 : | 275,192人   | 2級地-2 : | 0人       |
|           |   | 3級地-1 : | 628,875人   | 3級地-2 : | 333,917人 |
|           |   | 計       | 1,237,984人 |         |          |

※令和2年国勢調査(人口等基本集計)による市町村別の人口。

○説明の都合により、数値の端数処理が行われている箇所があるが、実際に計算する際は、特に断りのない限り端数処理は行わないこと。

II 生活保護

(1) 生活扶助基準(令和3年度)

① 第1類費+第2類費(冬季加算を除く)

第1類費及び第2類費の合計の人口加重平均を求めると

$$(71,460円 \times 275,192人 + 68,430円 \times 628,875人 + 66,940円 \times 333,917人) \div 1,237,984人 = \underline{68,701円} \text{ (1円未満四捨五入せず)}$$

② 第2類費のうち冬季加算(1ヶ月平均)

青森県においては、平成27年10月より冬季加算の支給対象が11月から翌年3月までから10月から翌年4月に変更となった。令和2年度の計算においては、令和2年4月及び同年10月から令和3年3月までに支給される冬季加算額で計算している。

$$12,780円 \times 7月 \div 12 = \underline{7,455円} \text{ (1円未満四捨五入せず)}$$

③ 期末一時扶助費(1ヶ月平均)

級地別の期末一時扶助費(1ヶ月平均)

$$2級地-1 : 12,880円 \times 1 \div 12 = 1,073円 \text{ (1円未満四捨五入せず)}$$

$$3級地-1 : 11,610円 \times 1 \div 12 = 967円 \text{ (同上)}$$

$$3級地-2 : 10,970円 \times 1 \div 12 = 914円 \text{ (同上)}$$

$$(1,073円 \times 275,192人 + 968円 \times 628,875人 + 914円 \times 333,917人) \div 1,237,984人 = \underline{976円} \text{ (1円未満四捨五入せず)}$$

生活扶助基準(1類費+2類費(冬季加算込み)+期末一時扶助費)

$$=①+②+③$$

$$=68,701+7,455+976=77,132円（1円未満四捨五入せず）$$

(2) 住宅扶助実績値（令和3年度）

单身被保護世帯数→ 青森市： 5,562世帯  
八戸市： 2,798世帯  
青森県（青森市・八戸市を除く）：11,235世帯  
計 19,595世帯  
住宅扶助実績値 → 青森市： 24,565.3円  
八戸市： 20,437.3円  
青森県（青森市・八戸市を除く）：16,539.1円

※1 2021年度被保護者調査年次調査（個別調査）第3-10表により示される青森市、八戸市、青森県の单身被保護世帯数及び同世帯1世帯当たり住宅扶助の値。

※2 上記の单身被保護世帯数には、住宅扶助を支給されていない世帯も含まれている。

$$(24,565.3円 \times 5,562世帯 + 20,437.3円 \times 2,798世帯 + 16,539.1円 \times 11,235世帯) \div 19,595世帯 = 19,374円$$

(3) 生活扶助基準+住宅扶助実績値

以上(1)、(2)より、

$$生活扶助基準+住宅扶助実績値=77,133+19,374=96,507円（1円未満四捨五入）$$

$$\text{※}(1)77,132.91円 + (2)19,373.95円 \doteq 96,506.86円$$

### Ⅲ 最低賃金との比較

時給822円（令和3年度青森県最低賃金額）で月173.8時間（週40時間）働いた場合の1ヶ月の収入（手取額）は、

$$822円 \times 173.8時間 \times 0.816 = 116,577円（1円未満四捨五入）$$

※0.816は、時間額822円で月173.8時間働いた場合の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

したがって、生活保護と最低賃金の差額は、

$$生活保護 - 最低賃金（手取額） = 96,507 - 116,577 = \Delta 20,070円$$

であり、この差額を173.8時間で割って1時間あたりとし、0.816で割って手取額から額面に換算すると

$$\Delta 20,070 \div 173.8 \div 0.816 = \Delta 142円（1円未満四捨五入）$$

となるため、最低賃金が生活保護の水準を上回っている。

なお、令和4年度の青森県最低賃金の引上げ額は31円であったため、生活保護水準との最新の乖離額は $\Delta 173円$ （青森県最低賃金が上回っている）となる。